

R7 我が社の脱炭素経営促進事業費補助金の申請フロー図

【確認】あきたゼロカーボンアクション宣言を登録しているか。

YES

NO

★申請する補助事業の完了までに宣言の登録申請を行う
(次の書類を温暖化対策課に提出)

- ・あきたゼロカーボンアクション宣言登録等申請書(様式第1号)
- ・あきたゼロカーボン達成に向けた取組シート(様式第2号)



宣言登録完了(県から宣言書を交付)

(1) 補助金交付申請を行う(次の書類を温暖化対策課に提出)

- ・[様式1] 我が社の脱炭素経営促進事業費補助金交付等申請書(兼実績報告書)
- ・[様式2] 事業実施計画書・収支計画書(兼事業実績書・収支精算書)
- ・その他知事が必要と認める書類(例えば、導入する可視化サービスの内容と金額が分かる書類(見積書)等)

書類審査を経て、県が補助金の交付を決定(申請者に文書で通知)

(2) 事業に着手(※ 補助金の交付決定日以降の契約・支出から補助対象となります。)

可視化サービスの導入活用・省エネ診断の受診等

正式にサービス利用を申込(契約)

サービスの利用

サービス利用料等の支払い

脱炭素アドバイザー資格を取得した従業員等への支援

従業員等が必要な講座やセミナーを受講
(実施機関が指定又は推奨するのみに限る。)

受講料の支払い・受験料の支払い

従業員等が受験・合格(登録料の支払い等)

事業実施計画(又は変更計画)のとおりに完了

事業内容を変更する場合

(3) 補助事業の実績報告を行う
(次の書類を温暖化対策課に提出)

- ①[様式1][様式2](再掲)
※交付決定を受けた申請書に実績額等を記載したもの
 - ②[様式7]債権者登録票
 - ③ その他実績の確認に必要な書類(写し可)
- 【例1】可視化サービスの導入利用
- ▶ CO₂排出量等視化サービスの月額利用料の領収書等
 - ▶ 補助事業期間内のCO₂排出量を確認できる電子データ等
- 【例2】省エネ診断の受診等
- ▶ 省エネ診断等の利用(診断)料金の領収書等
 - ▶ 省エネ診断報告書、省エネ実施計画書等
- 【例3】脱炭素経営アドバイザー資格取得支援
- ▶ 取得支援を行った従業員等の合格証
 - ▶ 合格者の在職を証明する書類(健康保険証(社保)等)
 - ▶ 申請者が支払った補助対象経費の領収書等

書類審査を経て、
県が変更を承認

(2)-2 変更承認申請を行う
(次の書類を温暖化対策課に提出)

- ①[様式1][様式2](再掲)
※交付決定を受けた申請書に変更内容を記載したもの
- ②変更する内容を確認できる書類

書類審査を経て、県が補助金の額
を確定(申請者に文書で通知)

(4) 確定した額の補助金を請求
([様式8]請求書を県に提出)

県から申請者に補助金を支払う